

議案第20号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「による戸籍」を「に基づく戸籍」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明」を「に基づく戸籍の証明」に改め、同表6の項の次に次のように加える。

6の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料		1件につき 400円
-----	--	----------------------	--	---------------

	<p>で定めるものに限る。 以下この項及び8の2の項において同じ。） により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書</p>			
--	---	--	--	--

	が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
--	---	--	--	--

別表第1の7の項中「による除かれた」を「に基づく除かれた」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明」を「に基づく除籍の証明」に改め、同表8の項の次に次のように加える。

8の2	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料		1件につき 700円
-----	--	----------------------	--	---------------

	<p>項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を</p>			
--	---	--	--	--

	証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
--	---	--	--	--

別表第1の9の項手数料を徴収する事務の欄及び手数料の欄を次のように改める。

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明（10の項に掲げるものを除く。）、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づ	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明・届書等情報内容証明手数料
--	--

く届書その 他の書類に 記載した事 項の証明又 は同法第1 20条の6 第1項の規 定に基づく 届書等情報 の内容の証 明	
---	--

別表第1の11の項手数料を徴収する事務の欄及び手数料の欄を次のように改める。

戸籍法第4 8条第2項 (同法第1 17条にお いて準用す る場合を含 む。)の規定 に基づく届 書その他の 書類の閲覧 又は同法第 120条の 6第1項の 規定に基づ く届書等情 報の内容を 表示したも のの閲覧	届書その 他の書類・届書 等情報の 内容を表示したも のの閲覧 手数料
--	--

別表第1の42の項中「。以下「令」という。」を削り、同表100の項中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同表101の2の項を同表101の4の項とし、同表101の項の次に次の2項を加える。

する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表139の項から140の2の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第1の101の2の項を101の4の項とし、101の項の次に2項を加える改正規定並びに同表の132の項、133の項及び137の2の項から140の2の項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。